

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運  
営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案について

障がい者支援課

1 改正の理由及び内容

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正により、新設される就労選択支援に関する基準を定めるほか、所要の改正を行う。

2 施行期日

令和6年4月1日又は政令で定める日

※一部の改正規定について経過措置を設ける

3 主な改正内容

(1) 就労選択支援の創設 [政令で定める日から施行]

障がい者本人が就労先・働き方について良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスを創設する。

対象者	就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするもの。
支援内容	短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮等の整理を行うとともに、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整などを行う。
条例で定める指定基準(主なもの)	<p>○実施主体 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障がい者に対する就労支援の経験及び実績を有するものであることとする。</p> <p>○人員配置 管理者、就労選択支援員を配置することとする。 ※就労選択支援員の員数等については規則で定める。</p>

## (2) 地域連携推進会議の設置

対象サービス	指定共同生活援助事業者、指定障害者支援施設等
内容	① サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助・施設入所支援について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。 ② 上記①の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととする。

※地域連携推進会議の設置及び②の記録の作成・公表については、施行期日から令和7年3月31日までの間、努力義務

## (3) 全サービスの共通事項

サービスの提供に当たっては、障がい者・児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定事業者は、障がい者の意思決定の支援に配慮し、また、障がい児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をすることとする。

## (4) 児童発達支援の類型等の一元化

多様な障がい児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化するとともに、既存の児童発達支援における人員・設備基準等の3類型（障がい児、難聴児、重症心身障がい児）の区分についても、主として難聴児又は重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化する。

※施行の際、現に指定を受けている医療型児童発達支援センター等の人員・設備基準等については、令和9年3月31日までの間又は当分の間、従前のおりとする

## (5) 上記のほか、所要の改正を行う。

## 4 改正する条例

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの設備及び運営の基準に関する条例
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
- (5) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
- (6) 児童福祉法に基づく指定障害児入所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例
- (7) 児童福祉施設設備及び運営の基準に関する条例